

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）)

監査委員公表第719号

令和5年12月1日付け監査第658号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 古 手 川 正 治
大分県監査委員 吉 村 哲 彦

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県南部振興局	令和5年5月31日 から6月2日まで、 令和5年7月21日	指摘事項① 公用車を損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況① 職員に対しては常日頃から、運転時には細心の注意を払うよう指導しているが、再度交通安全遵守を徹底するよう全職員に対して訓示するとともに、佐伯警察署の署員を招いて交通安全講話を行うなど、職員の交通安全に対する意識向上を図っている。 指摘事項② 給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わなかった上に、そのまま資金前渡口座に保管し、1月以上遅れて支給した事例が認められた。 措置状況② 給与などで資金前渡がある場合は、関係所属へ支払日の確認を行い、振込日当日に必ず記帳・払出しを行うこととした。 さらに、遺漏がないよう、少なくとも週に1回以上の通帳記帳を行い、早期対応に努めることとした。

大分県豊肥振興局
大野川上流開発事
業事務所

令和5年5月26日、
令和5年6月30日

指摘事項①

工事用道路としての土地の使用について、大分県農林水産部用地事務取扱要領によらず口頭承諾のみで行った事例が認められた。

措置状況①

所属内で事案の詳細を共有するなど、再発防止に努める。

今後は、工事に必要な土地の使用に当たっては、用地事務取扱要領の定めに沿って、工事着手前の土地賃貸借契約の書面による締結を徹底し、起工伺の際に書面による土地賃貸借契約の有無を複数の職員により確認する。

指摘事項②

庁舎清掃委託業務について、予定価格の積算にあたり、庁舎管理マニュアル（建築保全業務積算要領）によらず直接人件費等を積算するなど、設計積算が適正でない事例が認められた。

措置状況②

令和5年11月以降分は、庁舎管理マニュアルに基づく積算により新たに発注を行った。

今後は、適正な積算であるか確認するため、決裁時に庁舎管理マニュアルなどの積算根拠を添付するとともに、複数の職員によるチェック体制を強化する。

指摘事項③

精算を伴う委託について、事業計画書及び収支予算書が提出されていないにもかかわらず、相手方の事業成績報告書のみで実績確認と精算を行った事例が認められた。

措置状況③

所属内で事案の詳細を共有するとともに、今後の委託業務においては、「委託契約事務必携」等に基づき、複数の職員において必要書類やフローなどを十分確認するなど、再発防止に努める。

(知事部局・商工観光労働部)

経営創造・金融課	令和5年6月16日、 令和5年7月4日	<p>指摘事項</p> <p>令和4年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金について、10月に提出された遂行状況報告書では事業計画書の内容を満たしておらず、事業の完了が危ぶまれたにも関わらず、口頭による指導のみで適時・適切な指導等を行わないまま年度末を迎えることになった。3月末になり初めて事業遂行命令書を発出したものの、回答が無い状態のまま実績報告書を受領するなど、極めて不適正な事務の事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助事業者への指導を徹底するため、遂行状況を把握する進捗状況一覧表を作成するとともに、事業の進捗管理を早い段階から複数の職員で行うよう体制を強化した。</p>
(知事部局・農林水産部)		
畜産振興課	令和5年7月21日、 令和5年8月21日	<p>指摘事項</p> <p>旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>旅行命令を発していないことが確認された27件について、事後に旅行命令を発する処理を行い、旅費の追給を行った。</p> <p>再発防止に向け、旅行命令を発してからETCカード等の交付を受けるよう職員に周知徹底した。あわせて、ETCカード等使用簿に「旅行命令提出・確認欄」を設け、ETCカード等の交付の都度、総務事務システムで旅行命令の有無を確認することとした。</p>
(知事部局・土木建築部)		
港湾課	令和5年7月7日、 令和5年8月7日	<p>指摘事項</p> <p>旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>旅行命令を発していないことが確認された19</p>

		<p>件について、事後に旅行命令を発する処理を行い旅費の追給を行った。</p> <p>再発防止のため、旅行命令を発してからE T Cカード等の交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、E T Cカード等の交付に当たっては、E T Cカード使用簿等に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。</p> <p>また、旅行命令を発せずに旅行することがないように、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p>
<p>中津土木事務所</p>	<p>令和5年6月7日から6月8日まで、令和5年6月29日</p>	<p>指摘事項①</p> <p>旅費について、E T Cカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>旅行命令を発していないことが確認された17件について、事後に旅行命令を発する処理を行い旅費の追給を行った。</p> <p>再発防止のため、旅行命令を発してからE T Cカードの交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、E T Cカードの交付に当たっては、E T Cカード使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。</p> <p>また、旅行命令を発せずに旅行することがないように、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p> <p>指摘事項②</p> <p>E T Cカードの管理について、令和3年度の監査で注意事項とされていたにもかかわらず、本年度の監査において、再びE T Cカードの保管責任者の指定漏れ等、同様の事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>保管責任者の指定については、事後に事務処理を行った。</p> <p>また、保管責任者は毎年度指定が必要であることを、庶務班員に対して周知徹底するとともに</p>

		に、「リスク発現状況記録簿」及び「リスク一覧表」に追加し、再発防止に努める。
(各種委員会)		
議会事務局	令和5年6月21日	<p>指摘事項</p> <p>公用車の物損事故により、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故を起こした職員に対しては嚴重注意を行ったほか、全職員に対しても、あらためて交通法規の遵守と交通事故防止について周知徹底を行った。</p> <p>今後も、課長会議等を通じて定期的に注意喚起を行い、交通事故の再発防止に努める。</p>
(病院局)		
病院局	令和5年5月30日から6月1日まで、 令和5年6月20日	<p>指摘事項</p> <p>清掃等業務委託について、予定価格の積算に当たり、業務管理費率及び一般管理費率を庁舎管理マニュアル（平成31年3月改訂版）で示された範囲とすべきところ、誤って改訂前の率を用いたことにより、過小な積算額による入札・契約がなされた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、担当者はもとより班総括や他の班員など複数の職員が、庁舎管理マニュアルや積算の根拠となる資料が最新のものであるか、確認の徹底を図るとともに、令和4年度から当院で開始した内部統制制度の「リスク一覧表」に「委託業務設計の積算誤り」の項目を盛り込み、事務局内で共有して引き継ぐことにより、再発防止に努めていく。</p>
(警察本部・警務部)		
総務課	令和5年7月26日、 令和5年8月24日	<p>指摘事項</p> <p>タブレットを損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>損傷事案発生後、課員に対して、物品の適切な管理及び損傷防止に関する指導を行い、再発防止を図った。</p>

		<p>また、タブレットにカバーケース及び保護フィルムを装着し、落下等の衝撃を緩和するための措置を講じた。</p> <p>引き続き、日頃から精密機器を丁寧かつ慎重に取り扱うよう周知徹底の上、再発防止に努めていく。</p>
--	--	---

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
人事課	令和5年6月22日、 令和5年8月4日	<p>注意事項</p> <p>ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会議等において、所属職員に対し損傷事案の発生原因等について情報共有し、所属に配備された物品の適切な管理・取扱いについて指導を行った。</p> <p>今後も、引き続きあらゆる機会を通じて、物品の適正管理及び損傷防止について周知徹底を行い、再発防止に努める。</p>
大分県中部振興局	令和5年4月26日 から4月28日まで、 令和5年6月20日	<p>注意事項①</p> <p>令和5年3月6日に交付決定取消処分を行った補助金3千万円について、補助金返還請求書を同日付で送付したが、年度末時点で未収となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>納付期限経過後、補助事業者の代理人に対して、令和5年4月14日に督促状を発し、5月以降毎月、催告を行っている。相手方に関して10月19日付けで破産手続きが開始され、11月に債権報告が行われた。</p> <p>今後は、令和6年1月に予定されている債権者集会に参加し、裁判所と破産管財人の手続きに従い、適切に対応する。</p> <p>なお、補助金の採択に当たっては、これまでも補助事業者の事業計画や資金調達について慎重に審査してきたが、今後は、高額案件については、本課に協議することとし、補助事業者の経営の健全性をより厳密に確認することで、再</p>

		<p>発防止に取り組む。</p> <p>注意事項② 物品の管理について、公用車の鍵を紛失したにもかかわらず、大分県会計規則第 21 条に定める事故報告書を提出していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 公用車の鍵の紛失は、大分県会計規則第 21 条に定める出納員が管理する物品の亡失であり、亡失の際の事故報告について職員に周知徹底するとともに、今後は、鍵の返却状況を管理者がその都度確認する。 万が一紛失事案が発生した場合は、遅滞なく事故報告を届け出ることとする。</p>
大分県南部振興局	令和 5 年 5 月 31 日から 6 月 2 日まで、 令和 5 年 7 月 21 日	<p>注意事項 鳥獣害防止柵設置工事について、施工中の工事と分離して施工すべき工事を追加工事とし、工期末にまとめて 3 割を超えた変更契約をしていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、土木工事設計変更ガイドライン等を周知徹底するとともに、変更額が 3 割を超える場合は本課への事前相談を徹底し記録を作成するなど、適切な内部チェック体制を構築し、工事発注や変更契約業務に対し遺漏のないように努めることとした。</p>
大分県西部振興局	令和 5 年 5 月 9 日から 5 月 11 日まで、 令和 5 年 6 月 6 日	<p>注意事項① 業務委託契約について、仕様書に業務内容等を具体的に記載しておらず、調査報告書に添付すべき書類に不備がある事例が認められた。</p> <p>措置状況① 業務の具体的な内容については、受託者に対して口頭で指示を行っていたが、今後、仕様書に具体的に記載することとした。 報告書については、委託業者に提出書類の不備があったことを伝え、実施結果が確認できる写真の提出を受けた。 今後は、所属内において委託業務契約に係る</p>

		<p>研修を行い、職員の知識やスキルを向上させるとともに、執行管理表を活用し、担当職員のみならず部長・班総括など複数の職員によるチェックを徹底する。</p> <p>また、会計部門の職員が仕様書、業務報告書に記載する内容等に関する審査を行い、不備がないように努める。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>局内部長会議等を通じた繰り返しの注意喚起や、シミュレーターによる実技を含む交通安全講習の実施に加えて、警察署と連携した事故多発地点のケーススタディなどの研修により、職員の交通安全意識の高揚を図った。</p> <p>今後も交通事故等の発生防止、安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。</p>
大分県北部振興局	令和5年4月26日から4月28日まで、令和5年6月16日	<p>注意事項①</p> <p>行政財産の貸付料（自動販売機の設置）について、「県有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る事務処理要領」に定める納期限までに徴収していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>リスク発現状況記録簿により、今回の事案の所属内での共有を行った。</p> <p>今後は調定予定一覧表を作成し、総括・担当を含め班内で毎月の調定予定を把握するとともに、納入通知書の発行状況や収納情報を確認する。</p> <p>特に年度当初における案件については、遺漏のないよう、必要な事案は引継ぎ事項として班内で必ず共有する。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>

		<p>措置状況②</p> <p>事故発生後、速やかに運転者に対し、安全運転や事故防止等の指導を行った。</p> <p>また、所属職員に対しては、局部長会議や安全運転講習会において、交通事故防止及び交通法令の遵守について注意喚起を行うとともに、毎月、庁内連絡で交通事故防止の注意喚起を実施している。</p> <p>今後も、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底し、交通安全講習会の開催等により安全運転に対する意識を高め、交通事故の再発防止に努める。</p>
(知事部局・企画振興部)		
<p>芸術文化スポーツ振興課</p>	<p>令和5年7月13日、 令和5年8月2日</p>	<p>注意事項①</p> <p>「指定管理施設サービス向上推進事業」により実施した所管施設の修繕業務について、仕様書と異なる施工や、検査の日付が納品の日より前になっているなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>修繕金額に影響しない軽微な仕様変更であったため、口頭確認のみで施工を継続したが、今後は、書面により変更手続を行うなど事務手続に遺漏がないように努める。</p> <p>また、書類に記載された納品日の誤りをチェックできていなかったため、今後は決裁時に複数職員で必要書類を念入りにチェックすることを所属内で徹底する。</p> <p>注意事項②</p> <p>旧香りの森博物館の所蔵品の部外貸付けについて、年1回以上の現品照合等適正な管理を行っていなかったため、定期監査時において一部の物品（美術品等）が確認できないなど、不適切な物品管理の事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>現在、所蔵品の現地調査を実施中である。今後は貸付先への指導や所蔵品の年1回の現物確認実施方法等を検討の上、適切な物品管理に取り組んでいく。</p>

(知事部局・福祉保健部)		
こども・家庭支援課	令和5年6月29日、 令和5年7月31日	<p>注意事項</p> <p>児童措置費負担金償還金について、前年度と比較して、収入未済額が1割以上増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>児童相談所では、措置開始のタイミングで保護者への納付指導を徹底するなど、新たな滞納の発生防止に努めている。</p> <p>また、市福祉事務所等と保護者の家庭状況を共有するなどの連携強化に取り組むとともに、年2回の「徴収強化月間」では、文書や電話・家庭訪問による催告等を集中実施し、徴収強化を図っている。</p> <p>なお、令和3年度からは、保護者の状況が最も容易に把握できる児童相談所が滞納整理を実施するよう業務の見直しを行っており、引き続き市福祉事務所との緊密な連携を図り、未納者に対する働きかけを強化するなど、効果的な納入指導に取り組んでいく。</p>
(知事部局・生活環境部)		
うつくし作戦推進課	令和5年6月14日、 令和5年7月3日	<p>注意事項</p> <p>公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>車検期限については、所属内で共有され徹底されており、定期点検時期についても執務室内、公用車内などに明記するとともに、リスク一覧表の項目に新たに追加し、「車検・点検一覧表」により引き継ぎの徹底を行うこととした。</p>
人権尊重・部落差別解消推進課	令和5年6月13日、 令和5年7月3日	<p>注意事項</p> <p>令和4年度に使用予定として予算計上された令和4年度人権啓発に関する横断幕について、年度内に使用予定がないにもかかわらず、年度末になり作成した事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>啓発物の作成については、発注時期や有効性などを早期に判断することとし、今後は適正な時期の予算執行に努める。今回作成した横断幕は、8月の差別をなくす運動月間や12月の人権週間等、毎年の人権行事で活用する。</p>
(知事部局・商工観光労働部)		
工業振興課	令和5年6月21日、 令和5年7月4日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故発生の翌日に所属内で事例の周知を図り、安全運転の励行による交通事故防止を改めて徹底した。</p> <p>公務旅行出発時に所属長や班総括から交通事故防止を呼びかけるなど、今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。</p>
観光局観光政策課	令和5年6月20日、 令和5年7月4日	<p>注意事項</p> <p>令和4年度県域版DMOプラットフォーム機能強化事業委託（精算を伴う委託）について、委託業務実施計画書に、予算額に係る内訳や人数、業務内容等を記載した資料がないまま委託契約を行った。さらに、本来、充当すべき職員の人件費でなく、経営管理部職員の人件費全額を計上した委託業務実績報告書に基づき額の確定を行った事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>令和5年度の委託業務実施計画書については、予算額に係る内訳や人数、業務内容の詳細を明記した。来年度以降も実施計画書の明記を徹底し、委託業務内容を明確にする。</p> <p>また、DMO専門人材の人件費については、委託業務を担当する観光企画部の職員に充当するとともに、業務内容、業務量等実績の確認を徹底する。</p>
(知事部局・農林水産部)		

地域農業振興課	令和5年7月26日、 令和5年8月8日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故発生後速やかに本人及び所内全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施した。</p> <p>今後とも、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習会の開催等により安全運転に対する意識を高める。</p>
(知事部局・土木建築部)		
佐伯土木事務所	令和5年6月1日 から6月2日まで、 令和5年7月21日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公用車後退時の安全確認不足に起因していたことから、事故後の安全衛生委員会において再発防止策について協議するとともに、職員全員に対して注意喚起を行い、安全確認の再徹底を図った。</p> <p>今後の方針としては、日頃から職員に対して運転時の安全確認を徹底するとともに、令和5年度は職員の安全運転意識の向上を図るための交通安全講話を7月と12月の2回実施した。</p>
宇佐土木事務所	令和5年5月30日 から5月31日まで、 令和5年6月16日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故発生後、職員全員に対して注意喚起を行い、交通事故防止の再徹底を図った。</p> <p>今後の方針として、日頃から職員に対して運転時の安全確認及び交通事故防止の徹底を図るとともに、令和5年度は職員の安全運転意識の向上を図るための所内交通安全研修(6月)を実施し、また、地区安全衛生協議会主催の交通安全講習会(10月)に職員を参加させた。</p>
(企業局)		

企業局	令和5年6月2日、 令和5年6月5日 から6月6日まで、 令和5年6月20日	<p>注意事項① 休職者の期末手当について、期末支給割合が誤って計算され、過大支給された事例が認められた。</p> <p>措置状況① 過大支給分については、速やかに返納処理を行った。 今後は、条例及び規則による根拠の把握・再確認を行い、支給割合の算定確認を十分に行うとともに、複数の職員によるチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 事故を起こした職員に対しては、所属長から安全運転の徹底について指導した。また、全職員に対して改めて所属長会議や安全衛生委員会などで注意喚起を行うとともに、交通法規の遵守と交通事故防止について周知徹底した。 さらに、全職員を対象に警察署員を講師とする交通安全講習会を開催した。 今後も引き続き、会議など機会ある度に事故防止対策の指導や注意喚起を行い、交通安全意識の高揚を図り交通事故の再発防止に努める。</p>
(教育庁)		
教育改革・企画課	令和5年7月3日、 令和5年8月3日	<p>注意事項 公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 担当者間で定期点検整備の根拠となる道路運送車両法を改めて確認するとともに、公用車ごとに定期点検整備にかかる期限等を複数で確認するチェック表を作成し、再発防止に努める。</p>

教育人事課	令和5年6月30日、 令和5年8月3日	<p>注意事項</p> <p>郵便切手の購入について、支出負担行為の起票日が、郵券証紙類受払簿に購入として整理されている日の翌日になっている等、整合性のない事例が複数認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、発注伺いや切手受入れ時の郵券証紙類受払簿該当部分の写しを会計書類と合わせて経理担当者へ提出することで、納品日等の確認を確実にできるよう徹底し、適切な会計処理に努める。</p>
(警察本部・刑事部)		
刑事企画課	令和5年7月27日、 令和5年8月24日	<p>注意事項</p> <p>記者会見用バックボードを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>所属の例会時等を通じて、個々の物品の特性を良く理解して取り扱うよう課員に指導した。</p> <p>今後も、個々の製品の特性を十分理解した上で、それに応じた適切な取扱いを行うように課員に指導を徹底し、再発防止に努める。</p>
鑑識課	令和5年7月26日、 令和5年8月24日	<p>注意事項</p> <p>テレビ会議用カメラを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>損傷事案発生後、該当職員を含む全課員に対し例会等において損傷事案の概要や原因を情報共有し、物品の適切な取扱いについて指導した。</p> <p>今後も引き続き、あらゆる機会を通じて物品の適正管理と損傷事案の防止など基本事項を徹底させ、再発防止に努める。</p>